

ドクターヘリによる救急医療提供体制確保のための支援を求める意見書（案）

ドクターヘリは、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げている。本県は南北に長く、医療機関の約 5 割が和歌山市に集中していることもあり、近畿で初めてドクターヘリの運航を開始した平成 1 5 年以来、運航回数は 9 0 0 0 回を上回り、年々搬送件数が増えていることから、救急医療を支える資源として、欠かすことのできないものとなっている。

しかしながら、機体価格の高騰により、ドクターヘリ運航事業者において、機体の新規購入や更新が難しくなっていることに加え、令和 1 2 年には全国のドクターヘリの約 4 割もの機体が更新時期を迎えるなど、安定的な運航の継続に大きな懸念が生じている。

これを受け、本県においては、自治体として初めてドクターヘリの機体を購入することとし、安定的な運航の継続、ひいては救急医療提供体制の確保のため、あらゆる手段を講じることとしている。

よって、国におかれては、ドクターヘリによる安定的な救急医療提供体制の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 現在、機体にかかる減価償却費が「ドクターヘリ導入促進事業」の補助対象となっていることを踏まえ、自治体の機体購入費用についても国庫補助金の対象とすること。また、その際生じる地方負担についても適切な財政措置を講じること。
- 2 自治体による機体所有に係る経費や当該機体を運航事業者に委託した際に生じる経費について財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄
(提出者)
岩田 弘彦
長坂 隆司

岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣